

# 和歌山大学学生自治会規約

制 定 2022年7月5日  
一部改正 2025年7月17日

和歌山大学教育学部学生自治会  
和歌山大学経済学部学生自治会  
和歌山大学システム工学部学生自治会  
和歌山大学観光学部学生自治会  
和歌山大学社会インフォマティクス学環学生自治会

## 第1章 総則

- 第1条 本会は、「和歌山大学学生自治会」と称する。
- 第2条 本会は、和歌山大学栄谷キャンパス（和歌山市栄谷930）構内に所在する。
- 第3条 本会は、和歌山大学栄谷キャンパスに所在するすべての学部・学環学生による横断的交流を促進するとともに、学生自治にあたっても全学が合同で取り組むことによって、学生生活のより普遍的な安定・向上に努めることを目的とする。
- 第4条 本会は、第3条に掲げる目的を達成するため、次の活動を行う。
- 一、 学問・文化・スポーツ等を通じて行われる全学生の交流と友好と団結
  - 二、 他大学との交流
  - 三、 教職員との協議
  - 四、 その他の目的達成のために必要な諸活動
- 第5条 本会は、和歌山大学教育学部学生自治会、和歌山大学経済学部学生自治会、和歌山大学システム工学部学生自治会、和歌山大学観光学部学生自治会、和歌山大学社会インフォマティクス学環学生自治会（以下、「全学学生自治会」という。）で構成する。
- 第6条 本会の会員は、和歌山大学に在籍するすべての学部・学環学生とする。
- 第7条 本会は、第3条に掲げる目的を達成するために次の機関を設置する。
- 執行委員会
  - 自治委員定例会議
  - 全学学生大会
  - 全学投票

## 全組織協議会

### 第2章 執行委員会

第8条 執行委員会は、本会において学生自治を執行するための機関である。

第9条 執行委員会の任務は、次の通りである。

- 一、自治委員定例会議を運営し、全学学生自治会の協働を促進する。
- 二、全組織協議会を運営し、委員会、部活動・サークルの協調を図る。
- 三、全学学生大会ならびに全学投票を運営する。
- 四、全学学生大会の決定に従って、本会の活動および全学学生自治会が合同で取り組む活動を統轄する。
- 五、本会の会計を管理する。
- 六、会員の要望を取り入れ、本会の活動に反映させる。

第10条 執行委員会の役員（以下、「執行役員」という。）は、次の通りである。

- 代表 （1名）  
副代表 （2名以下）  
財務 （2名以下）

第11条 執行委員は、全学学生自治会に所属する自治委員（以下「全学自治委員」という。）から毎年選出し、任期は次年度定期学生大会までとする。

- 2 選出方法は、全学自治委員による投票もしくは自治委員定例会議における指名とする。その後、全学学生自治会の委員長（以下、「全学自治委員長」という。）による承認を以て正式に任命される。
- 3 本規約の制定後最初の定期学生大会までは、全組織委員長が代表を務める。副代表、財務は全組織委員長が指名した者がそれぞれ務める。

第12条 執行役員の任務は、次の通りである。

- 一、代表は、本会を代表し、執行委員会を統括する。
- 二、副代表は、代表を補佐するほか、代表に事故等があった場合にその任務を代行する。
- 三、財務は、本会の財政運営において責任を負う。

第13条 執行役員は、次の場合に解任される。

- 一、執行役員が辞職を願い出て、全学自治委員長がそれを認めたとき
- 二、執行役員が休学・退学したとき
- 三、執行役員が大学を除籍処分となったとき
- 四、自治委員定例会議において、執行役員の不信任決議案が可決されたとき
- 五、全学投票において、執行委員の不信任決議案が可決されたとき

第14条 執行役員の欠員が生じた場合には、第11条第2項に掲げる方法によって後任

者を選出することができる。任期は、前任者の残任期間である。

第15条 執行委員会は、執行役員と全学自治委員長で構成する。

2 全学自治委員長は、執行委員会の活動について各学部・学環を代表して意見する任務にあたる。

### 第3章 自治委員定例会議

第16条 自治委員定例会議は、執行委員会の最高決定機関である。

第17条 自治委員定例会議は、執行役員と全学自治委員で構成する。

第18条 自治委員定例会議は、原則として月1回以上開催する。

第19条 自治委員定例会議は、原則として全学学生自治会からそれぞれ3人以上の出席により成立する。

第20条 自治委員定例会議では、次のことを行う。

- 一、 本会の具体的活動の計画とその執行
- 二、 緊急事態の処理
- 三、 その他、本会の目的達成に必要な事項の審査

第21条 自治委員定例会議の議決は、出席者のうち3分の2以上を必要とする。

第22条 自治委員定例会議では、第17条に掲げる者の他に、必要に応じて議題の提案者の参加を認める。ただし、提案者は議決権をもたない。

### 第4章 全学学生大会

第23条 全学学生大会は、本会の最高議決機関であり、本会の全会員をもって構成する。

第24条 全学学生大会は、次の2項に分かれる。

- 一、 定期全学学生大会
- 二、 臨時全学学生大会

第25条 定期全学学生大会は、代表が年1回前期内に必ず開催する。

第26条 臨時全学学生大会は、次の場合に開催する。

- 一、 代表が必要と認めたとき
- 二、 全学自治委員長が必要と認めたとき
- 三、 全学自治委員の過半数が要求したとき
- 四、 会員の3分の1以上が要求したとき

第27条 全学学生大会では、次の事項について討論できる。

- 一、 本会基本方針
- 二、 前年度決算報告
- 三、 本年度予算案の承認

#### 四、規約の改正および廃止

五、会員の要望から自治委員定例会議で必要と認められ、執行委員会が作成した議案

六、他団体への加入脱退

七、その他、本規約で指定した事項

第28条 全学学生大会の成立には、会員の3分の1以上の出席を必要とする。

第29条 不成立となった全学学生大会は、有志大会として扱う。

2 有志大会では、第27条第四号を除く各号について討論することができる。

3 有志大会における議決は、次回の全学学生大会もしくは全学投票による承認を得なければならない。

第30条 全学学生大会を欠席する会員は、事前に委任状を提出しなければならない。

2 委任状を提出した会員は、当該の全学学生大会では出席者として数える。

3 委任状を提出した会員は、当該の全学学生大会における議決権を放棄したものとする。

第31条 議長は全学学生大会毎に、会員の中から選出される。

第32条 全学学生大会の議決は、議決権を有する出席者のうち過半数を必要とする。

2 ただし、第27条第四号についての議決は、議決権を有する出席者のうち3分の2以上を必要とする。

第33条 全学学生大会で討論した事項について、大会中の決定が不可能であると議長が認めた場合には、その決定は全学投票に委ねられる。

### 第5章 全学投票

第34条 全学投票は、次の場合に行う。

一、代表が必要と認めたとき

二、全学自治委員長が必要と認めたとき

三、全学自治委員の3分の1以上が必要と認めたとき

四、会員の8分の1以上が要求したとき

第35条 全学投票の成立には、会員の過半数の投票を必要とし、投票期間は3日間とする。

第36条 全学投票による決定は、投票数の3分の2以上を必要とし、学生大会の議決と同様の効果を持つ。

## 第6章 全組織協議会

- 第37条 全組織協議会は、本会において学生自治のために学内の諸団体が協力することを目的とした機関である。
- 第38条 全組織協議会は、執行委員会を中心に、体育会、文化部連合会、生協学生委員会、大学祭実行委員会、新聞会、その他各種実行委員会（以下、「各委員会」という。）の代表者で構成する。
- 第39条 全組織協議会は、原則として月1回以上開催する。
- 第40条 全組織協議会では、次のことを行う。
- 一、 各委員会からの連絡と活動報告
  - 二、 全学行事や課外活動等に関する情報共有
  - 三、 具体的な共同活動の計画とその執行
  - 四、 その他、本会の目的達成に必要な事項についての議論
- 第41条 全組織協議会の議決には、出席者のうち3分の2以上を必要とする。
- 第42条 全組織協議会では、第38条に掲げる者の他に、必要に応じて議題の提案者の参加を認める。ただし、提案者は議決権をもたない。
- 第43条 全組織協議会は、行事運営などの必要に応じて、各種実行委員会を設置することができる。
- 2 各種実行委員会は、全組織協議会の指定した任務を遂行することを目的とし、任務の完了後は解散する。ただし、恒常に任務を遂行する必要がある場合は、この限りでない。

## 第7章 会員の権利と義務

- 第44条 会員は規約を遵守し、学生自治の目的達成のため積極的に活動する義務を負う。
- 第45条 会員は、次の権利を有する。
- 一、 本会の運営に参画し、本会の活動で生じる利益を享受する権利
  - 二、 全学学生大会における発言権・議決権
- 第46条 会員個人の行動は、本会の妨げとならない限り自由である。

## 第8章 部活動・サークル

- 第47条 本会員で構成される部活動は、本会に所属し設立及び解散する場合には、その属する会（体育系の部活動は体育会、文化系の部活動は文化部連合会）に届け出て承認を得なければならない。
- 第48条 本会員で構成されるサークルは、本会に所属しており、執行委員会が監督するも

のとする。なお、設立及び解散する場合には、大学に届け出て承認を得なければならぬ。

- 第49条 本会員で構成されるサークルが全組織協議会の調整する建物等を使用する場合は、その建物等を調整している会(体育会、文化部連合会など)に直接連絡し、調整を受けなければならない。
- 第50条 部活動・サークルは、予算会議の決定にしたがって本会財政から活動費を支給される。なお、活動費支給には決算報告を必要とする。
- 第51条 これら部活動・サークルを含む大学公認団体間で問題が発生した場合、全組織協議会にて協議して解決を目指す。全組織協議会で解決が困難な場合、大学と協議して解決を目指す。

## 第9章 財政

- 第52条 本会の財政は、和歌山大学教育学部学生自治会規約（第42条）、和歌山大学経済学部学生自治会規約（第42条）、和歌山大学システム工学部学生自治会規約（第42条）、和歌山大学観光学部学生自治会規約（第42条）、和歌山大学社会インフォマティクス学環学生自治会規約（第42条）に基づき、全学学生自治会から割り当てられる運営費をもって運営される。
- 第53条 本会財政は、学生大会で承認された予算案に基づき、本会の運営費や課外活動団体への活動援助金等に割り当てられる。
- 第54条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 第55条 本会の会計に関して、監査人を置く。監査人は、執行役員および全学自治委員を除く会員から公募し、1名選出する。

## 第10章 補則

- 第56条 本規約の第26条第四号、第28条、第34条第四号、第35条における「会員」とは、1・2・3回生の会員を指すものとする。
- 2 ただし、4回生の会員による要求・投票・出席を妨げるものではない。
- 3 4回生の会員による要求・投票・出席があった場合には、1・2・3回生の会員によるものと同様に数えることとする。
- 第57条 本規約の改正および廃止は、全学学生大会において議決権を有する出席者うち3分の2以上の承認を得なければならない。
- 2 誤植の訂正など本規約の趣旨に影響しない範囲での改正は、執行委員会が行うことができる。この場合、執行委員会は速やかに改正内容について全会員に通知しなければならない。

第58条 本会は、全学学生大会において議決権を有する出席者のうち3分の2以上が承認しない限り、いかなる理由によっても解散できない。

## 附則

- 第1条 本規約は、2022年7月5日の学生大会で可決された後、直ちに効力を有する。
- 第2条 2023年7月4日の学生大会で一部改正。
- 第3条 2024年7月17日学生大会で一部改正。
- 第4条 2025年7月17日学生大会で一部改正。

以上